

入札・契約制度の改正等に係る説明会 次 第

日 時	会 場
平成30年4月9日(月) 10:00~11:00	シンフォニア岩国 大会議室 岩国市三笠町1丁目1-1(TEL 0827-29-1600)
平成30年4月9日(月) 14:00~15:00	周南総合庁舎 さくらホール 周南市毛利町2丁目38 (TEL 0834-33-6411)
平成30年4月10日(火) 10:00~11:00	山口県産業技術センター 多目的ホール 宇部市あすとびあ4丁目1-1 (TEL 0836-53-5050)
平成30年4月10日(火) 14:00~15:00	下関市民会館 中ホール 下関市竹崎4丁目5-1 (TEL 083-231-6401)
平成30年4月11日(水) 10:00~11:00	サンライフ萩 多目的ホール 萩市大字土原526番地 (TEL 0838-26-1333)
平成30年4月11日(水) 14:00~15:00	山口県健康づくりセンター 多目的ホール 山口市吉敷下東3丁目1-1 (TEL 083-934-2200)

1 開 会

2 内 容

- (1) 工事における低入札価格調査内容の厳格化について
- (2) 総合評価方式における履行確実点の導入について
- (3) 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正 (工事)
- (4) 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正 (業務)
- (5) その他
 - ・ 週休2日モデル工事の試行運用について
 - ・ 建設リサイクルに係る利用システムの変更について

3 閉 会

入札・契約制度の改正等概要

趣旨

◇現行入札制度において、適正な利潤の確保が懸念される調査基準価格未満の落札が大半を占めている状況に鑑み、競争性を確保しつつ、適正な価格での入札を促進するため、入札・契約制度の見直しを行う。

背景及び現状と課題

- ◇調査基準価格未満での落札件数が大半(約78% 202/260件)
- ◇「労務者への適切な賃金水準の確保」、「適正な額による下請契約の締結」、「工事の安全性及び品質の確保」等に必要な費用が得られていない状況

【改正（案）】

- 工事における低入札価格調査内容の厳格化
⇒ 適正な施工体制と工事内容に適合した履行を確保
- 総合評価方式における履行確実点の導入
⇒ 低価格入札を排除し、適正な価格での入札を促進



公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成

【その他の改正（案）】

- 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正

実施時期 平成30年5月1日

1 工事における低入札価格調査内容の厳格化

(1) 趣旨

労務者への適切な賃金水準の確保、適正な額による下請契約の締結、工事の安全及び品質の確保が、より確実に履行されるよう、低入札価格調査を厳格化するとともに、配置技術者の追加等を義務付ける措置を実施する。
なお、調査の厳格化に伴い判断基準額は廃止となる。

(2) 内容

項目	調査内容
①適切な賃金水準の確保	○元請及び下請業者の労務者への賃金が計画 ^{※1} どおり適正に支払われているか、工事完了後、労働基準法に基づく賃金台帳等により確認。
②適正な額による下請契約の締結	○ <u>下請の見積金額を明示した工事費内訳書及び一次下請業者からの見積書添付を義務付け。</u> ○ <u>上記見積書等と施工体制台帳に添付された下請契約書の写しとの総額の整合性を確認。</u>
③安全管理及び品質確保	○専任が義務付けられていない請負金額 3,500 万円 ^{※2} 未満の工事は、 <u>主任技術者を専任で配置。</u> ○専任が義務付けられている請負金額 3,500 万円 ^{※2} 以上の工事は、 <u>監理技術者又は主任技術者と同等の技術者を専任で1名追加配置。</u>

※1 低入札価格調査時に提出する労務者の確保計画

※2 建築一式工事は、7,000 万円

(3) 適用対象工事

全ての工事（ただし、解体工事を除く）

※ 実施時期：平成30年5月1日

工事における低入札価格調査内容の厳格化に伴う 提出資料の変更について

工事における低入札価格調査内容の厳格化に伴い、以下の提出書類を追加します。

調査対象者は、厳格化に伴い、新たに以下の資料「●」を提出することとなります。
ただし、調査対象者と契約する場合は、別途資料「■」の提出が必要となります。

番号	様式	現行 (判断基準額 適用工事の場合)	平成 30 年 5 月 1 日以降	
			調査対象者※	調査対象者と 契約する場合
2	低入札価格調査表	○	○	
-	工事費内訳書	○		
2-1	工事費内訳書(表紙)		●	
2-2	工事費内訳及び見積額		●	
3	手持工事の状況	○	○	
6-1	手持資材一覧表		●	
6-2	購入予定資材一覧表		●	
7	手持機械の状況		●	
4	労務者の確保計画	○	○	
8-1	安全対策の計画(安全衛生教育計画)		●	
8-2	安全対策の計画(点検計画)		●	
8-3	安全対策の計画(仮設置計画)		●	
8-4	安全対策の計画(交通誘導員配置計画)		●	
9-1	品質確保の計画(技術者等の配置計画)		●	
9-2	品質確保の計画(品質管理計画)		●	
9-3	品質確保の計画(出来形管理計画)		●	
10	過去に施工した公共工事		●	
11	建設副産物の搬出予定地		●	
5	下請予定業者の状況	○	○	
写し	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		●	
12	低入札技術者選定届			■
13	下請負契約の変更に関する理由書			■
14	労務者の確保計画の比較表			■

※ 調査基準価格を下回った入札を行った入札者

低 入 札 価 格 調 査 表

入札者 住所
氏名

印

工 事 名		工事場所	
入札価格			

1 その価格で入札した理由

※ 特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

○契約にあたっては、次の事項を実施します。

内容
①完成検査合格後2ヶ月以内に、労務者の確保計画の比較表を提出する。
②請負金額3,500万円未満の工事の場合、主任技術者を専任で配置する。
③請負金額3,500万円以上の工事の場合、監理技術者又は主任技術者と同等の技術者を専任で1名追加配置する。

工事費内訳書

入札者 住所 _____

商号又は名称 _____ 印

工事名 _____

工事場所 _____

○下請負人及び見積額の記入を要する場合は、全ての一次下請予定者からの見積書の写しを添付してください。

当	初
変	更

12 低入札技術者選任届

平成 年 月 日

様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名
建設業許可番号（ 許可）第 号

1	工事名	
2	工事場所	
3	請負金額	円
4	1次下請合計（予定）金額	円

上記の工事については、次のとおり低入札技術者を選任したので提出します。

名称	氏名	資格名	資格者証番号
低入札技術者			

注 「資格者証番号」欄は、主任技術者及び専門技術者にあつては当該資格に係る合格証明書等の番号を、監理技術者にあつては監理技術者資格者証の交付番号を記入すること。

監理技術者資格者証(写し)
貼付欄

【調査対象者と契約する場合の措置】

- 技術者の専任が義務付けられている請負金額3,500万円（建築一式工事は、7,000万円）以上の工事の場合、当該工事の監理技術者又は主任技術者と同等の要件を満たす技術者（低入札技術者）を専任で1名追加配置することを義務付ける。
- 低入札技術者は、他の工事の主任技術者、現場代理人等と兼ねることはできない。
- 低入札技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることができない。
- ◎ 当該調査資料の未提出等の不適切な事案が認められた場合、工事請負約款に基づく是正措置の請求や指名停止等の措置を講じることがある。

13 下請負契約の変更に関する理由書

平成 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

この工事について、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は、次のとおりです。

- 1 工事名：
2 工事箇所：
3 請負金額：
4 工期：
5 変更内容

	下請業者の 商号又は名称	所在地	許可番号 (許可年月日)	許可業種	契約内容	契約金額 (見積金額)	技術者氏名	技術者資格
変更前			国土交通大臣 知事 般・特 号 (H . . .)			千円		イ・ロ・ハ
変更後			国土交通大臣 知事 般・特 号 (H . . .)			千円		イ・ロ・ハ

※1 許可番号については、必要なものを○で囲むこと。

2 許可業種は、下請業者の有する許可のうち、当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。

3 技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲むこと。

6 理由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

(注) 1 変更後の下請業者の許可証及び許可申請書又は変更届出書の写しを添付すること。

2 変更後の契約内容を確認できる資料（見積書の写し等）を添付すること。

3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更理由書を再提出すること。

4 実際に下請契約を締結した場合は、土木工事共通仕様書に基づき、施工体制台帳を提出すること。

【調査対象者と契約する場合の措置】

○ 受注者は、やむを得ず、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、あらかじめ下請負契約の変更に関する理由書（様式13）を発注者に届出なければならない。

◎ 当該調査資料の未提出等の不適切な事案が認められた場合、工事請負約款に基づく是正措置の請求や指名停止等の措置を講じることがある。

労務者の確保計画の比較表

記載要領	<p>1) 工種毎に、施工体系図に記入した全ての社について記載すること。</p> <p>2) 下請会社との関係・下請会社名等を記載すること。（自社労務者の場合は、「自社」と記載すること。）</p> <p>3) 工事完成時(実績)の「平均単価b」の欄は、備え付けの賃金台帳等により個々の単価を割出し、職種毎に平均単価を記載すること。</p> <p>4) 「入札時(当初の予定)」の欄は、入札時の事情聴取時に提出した資料（低入札調査提出様式4, 工事費内訳書等）と照合して記載すること。 工事完成時(実績)の「員数」欄は、工事日報による実働員数を記載すること。但し、工種毎の職種の区分が困難な場合には、総合計の員数を記載すること。</p> <p>5) 当初と実績の単価が違う場合、備考欄に理由を記載すること。（軽微な場合を除く）</p> <p>6) 労務者支払額、員数及び平均単価の算出方法が確認できる資料を添付すること。（提出資料チェックリスト参照）</p>									
工事名	〇〇工事									
工 種	職 種	入札時（当初の予定）			工事完成時（実績）				実績/当初 b/a	備考
		単価 a	員数	下請会社との関係・下請 会社名等	労務者 支払額	員数	平均単価 b	下請会社との関係・下請 会社名等		
合 計										

【調査対象者と契約する場合の措置】

- 受注者は、低入札価格調査を経て契約を締結した工事において、建設工事請負契約約款第31条第2項又は第6項に定める検査（完成検査）合格後2か月以内に、労務者の確保計画の比較表（様式14）を発注者に提出しなければならない。
- ◎ 当該調査資料の未提出等の不適切な事案が認められた場合、工事請負約款に基づく是正措置の請求や指名停止等の措置を講じることがある。

2 総合評価方式における履行確実点の導入

(1) 趣旨

工事内容を実現する確実性は、入札額の高低に関連があることは明らかであり、その確実性の度合いが技術評価点に考慮されていないことから、新たに工事の履行の確実性を評価する制度を導入する。

(2) 内容

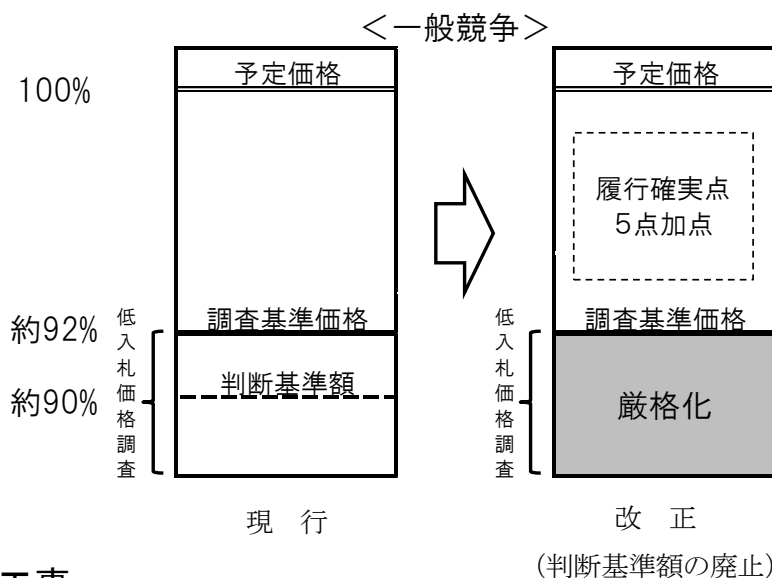
ダンピング受注を防止するため、工事の履行の確実性を評価し、技術評価点に適切に反映させるために履行確実点を追加する。

【落札者決定方法】

$\frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者}$
[導入前] 技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点(10~30点) 価格 : 入札価格
[導入後] 技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点(10~30点) + <u>履行確実点(5点)</u> 履行確実点 : 入札価格が <u>調査基準価格未満</u> の場合は0点とする。 価格 : 入札価格とするが、 <u>調査基準価格未満</u> の場合は調査基準価格とする。

(3) 履行確実点 (5点)

- 適正な価格での入札を促進するよう設定



(4) 適用対象工事

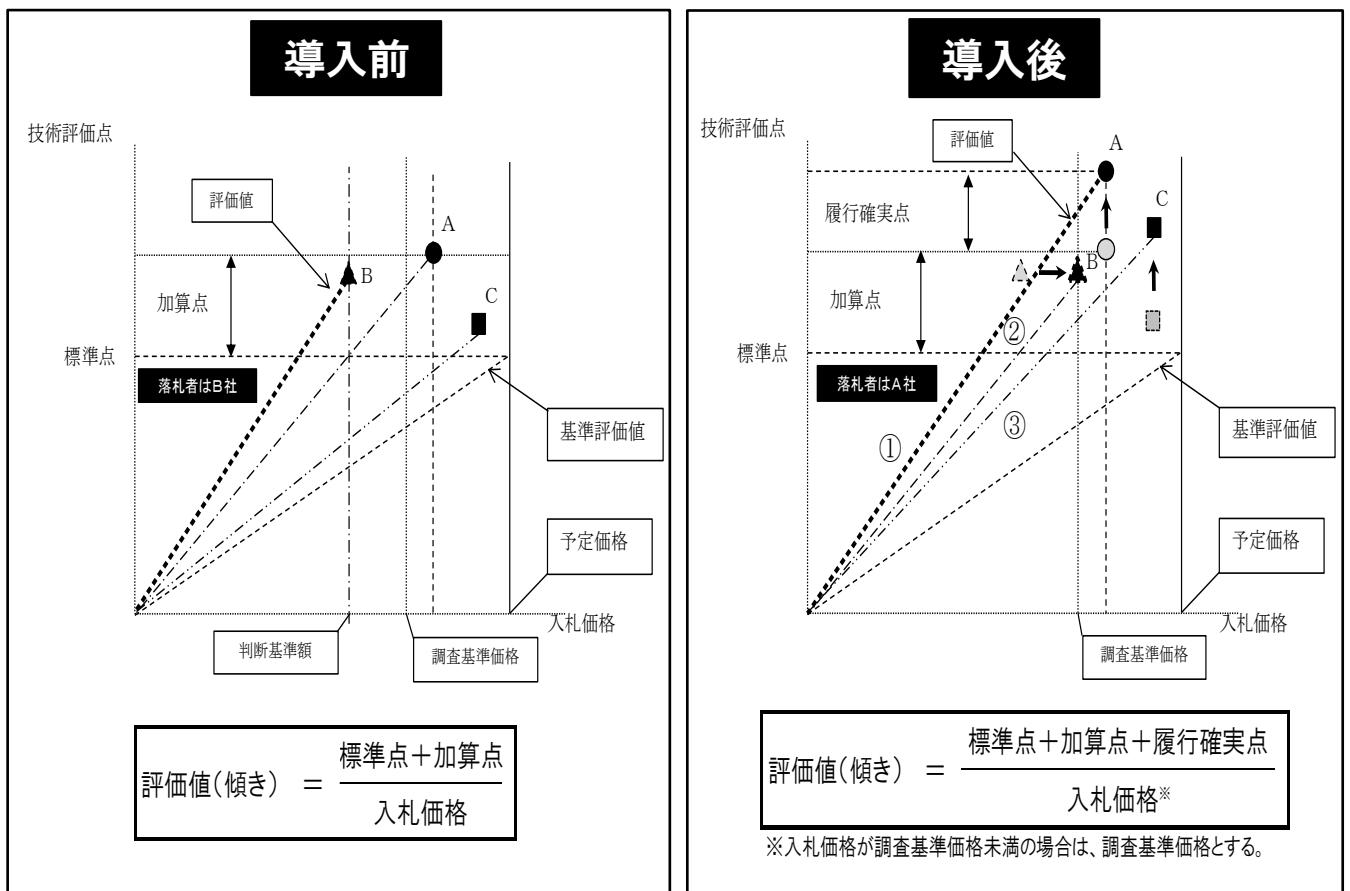
全ての工事 (ただし、解体工事を除く)

(5) 適用型式

全ての型式 (特別簡易型、簡易型、標準型)

※ 実施時期 : 平成30年5月1日

■ 総合評価方式における履行確実点導入後の評価値の状況



導入後

- ① A社の入札額 ○は、調査基準価格以上であるため「履行確実点」が加点され、評価値が ● となる。
- ② B社の入札額 △は、調査基準価格未満であるため「履行確実点」の加点がなく、評価値を算定する価格が調査基準価格となることから、評価値が ▲ となる。
- ③ C社の入札額 ■は、調査基準価格以上であるため「履行確実点」が加点され評価値は ■ となる。

⇒ 評価値 ● が最も高いことからA社が落札者となる。

総合評価入札方式に関する評価調書

(例)

発注機関名	工 事 名	工 事 箇 所	予定価格(税抜き・円)	調査基準価格(円) F	入札方式	総合評価型式	開札日
〇〇土木建築事務所	〇〇〇線 道路改良 第2工区	〇〇市 〇〇地内	155,768,000	143,446,000	条件付き一般競争入札	簡易型	平成〇〇年▽▽月▲▲日

企 業 名	項目等	(1) 企業の技術力										(2) 企業の地域精進度・地域貢献度						加算点(換算点計) A	標準点 B	標準点+加算点 C	履行確実点 D	技術評価点 C+D	入札書記載価格 E	評価値 (注3) $(C+D)/E \times 100$ 又は $(C+D)/F \times 100$	評価値順位	落札者	備考									
		①簡易な施工計画		②企業の技術的能力					③配置技術者の技術的能力			①地域精進度	②地域貢献度																							
		品質管理	受注者が提案する事項	項目計	施工実績	工事成績	優良工事表彰	ISO9001	ISO14001	ISO45001	労働安全衛生	標準見積書活用	項目計	保有資格	施工経験	継続学習	技能士等											項目計	地理的条件	応急対策等活動	地域活動	県内資材活用	県内企業下請活用	項目計		
	基準配点	2	2	(4)	2	4	1	1	1	1	1	11	1	2	1	1	5	1	1	1	2	2	7	20	100	120	5	125.000								
	項目換算点	(10)	換算																																	
(株)〇〇組	項目毎得点	2	2	(4)	2	3	0	1	0	0	1	7	1	2	1	0	4	1	1	1	2	2	7	(17.745)	100	117.745	0	117.745	140,000,000	0.821	3					
	項目換算点	(10.000)																						合計												
(株)〇〇工業	項目毎得点	2	2	4	2	4	0	1	1	0	0	8	1	2	1	1	5	1	0	1	0	2	4	(18.052)	100	(118.052)	5	(123.052)	144,000,000	0.855	1	○				
	項目換算点	10.000																						合計	合計											
□□建設(株)	項目毎得点	2	2	4	2	3	1	1	0	0	1	8	1	2	1	1	5	1	1	0	2	2	6	18.623	100	118.623	-		156,000,000						予定価格を超過したため、評価値を算出しない	
	項目換算点	10.000																																		
(有)□〇建設	項目毎得点	2	0	(2)	2	4	0	1	1	0	1	9	1	0	1	0	2	1	1	1	2	0	5	11.301	100	111.301	(0)	111.301	135,000,000	(0.776)	4					
	項目換算点	(5.000)																																		
(有)△△組	項目毎得点	2	2	4	2	1	0	1	1	0	1	6	1	2	0	0	3	1	0	0	2	2	5	16.010	100	116.01	(5)	121.010	145,000,000	(0.835)	2					
	項目換算点	10.000																																		

●履行確実点は、次の基準により点を付与する。

予定価格 ≥ 入札書記載価格 ≥ 調査基準価格
履行確実点 = 5点

入札書記載価格 < 調査基準価格
履行確実点 = 0点

入札書記載価格 > 予定価格
履行確実点 = なし:「-」

●評価値は、次の算定式による。

入札書記載価格 ≥ 調査基準価格 の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{履行確実点}(5)}{\text{入札書記載価格}} \times 100$$

入札書記載価格 < 調査基準価格 の場合

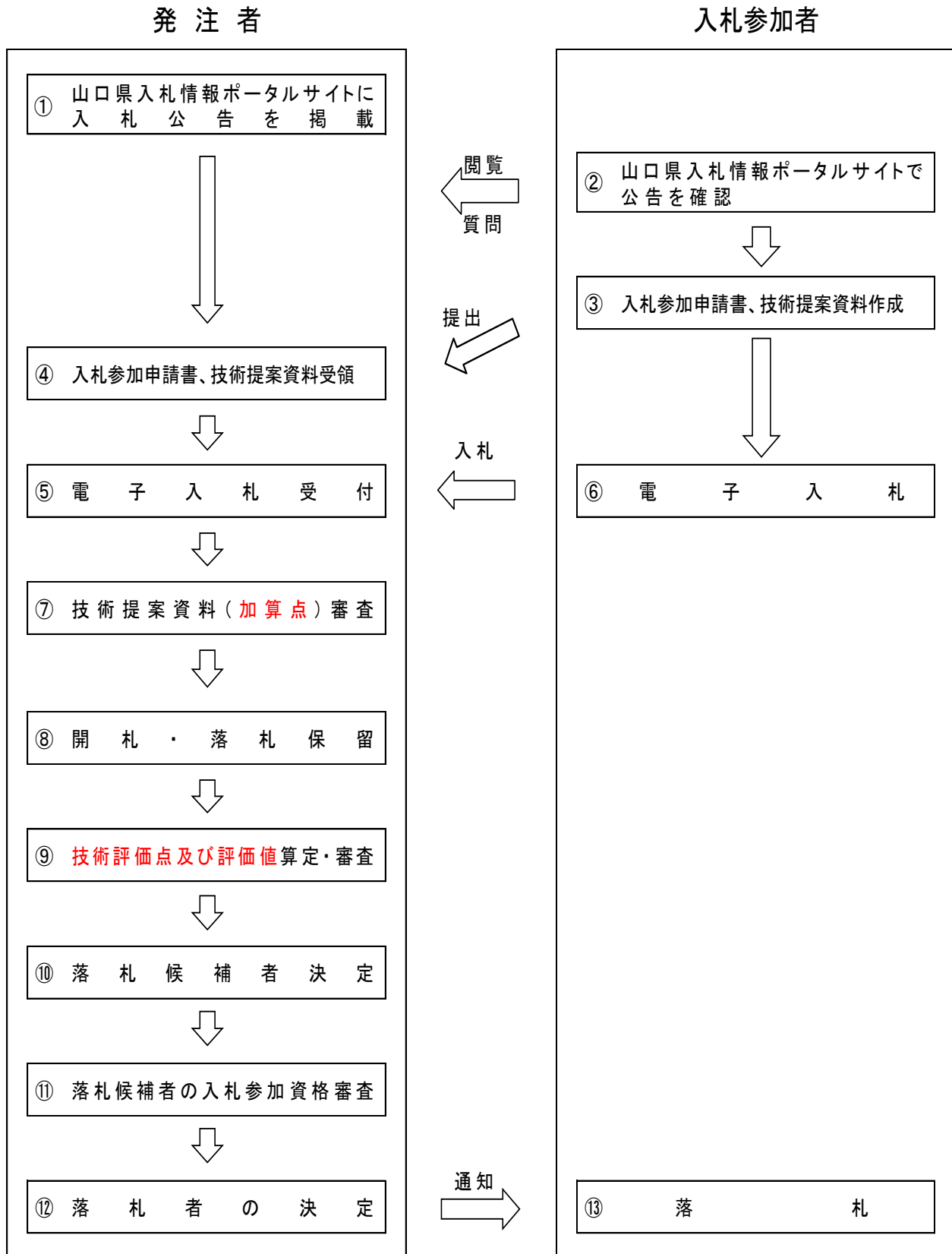
$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{履行確実点}(0)}{\text{調査基準価格}} \times 100$$

(注1) この表中の「項目毎の換算点」・「加算点」・「技術評価点」・「評価値」については、計算上は四捨五入を行っていないが、表示上は表示桁の一桁下で四捨五入を行った表記となっている。

(注2) 評価値=技術評価点÷入札書記載価格×1,000,000

(注3) 入札参加者の評価値の算定において、入札書記載価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格を用いて評価値を算定する。

総合評価方式（事後審査）の入札公告から落札者決定までのながれ



3 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正（工事）

(1) 工事（土木系機械・電気設備工事）

ア 趣旨

機器単体費の調査基準価格への算入率を国の電気設備工事等の取扱いに準じて改正する。

イ 内容

調査基準価格算定式の改正（網掛け部分を改正）

《現 行》	《改正後》
直接工事費×10/10	機器単体費を除く直接工事費×10/10 機器単体費×9.2/10
共通仮設費×9/10	共通仮設費×9/10
現場管理費×8/10	現場管理費×8/10
一般管理費×7/10	一般管理費×7/10
上記の合計	上記の合計

【参考】 予定価格に対する調査基準価格の割合は、現行と比べ約0～4.3ポイント下降。

工事種別	現行①	改正後②	②－①
土木系 機械・電気設備工事	約88.8～97.7%	約88.8～93.4%	0～▲4.3ポイント

※調査基準価格の割合は、平成28年度工事での試算による。

※ 実施時期：平成30年5月1日

(2) 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読替え

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えるものとする。

ア 土木系機械設備工事

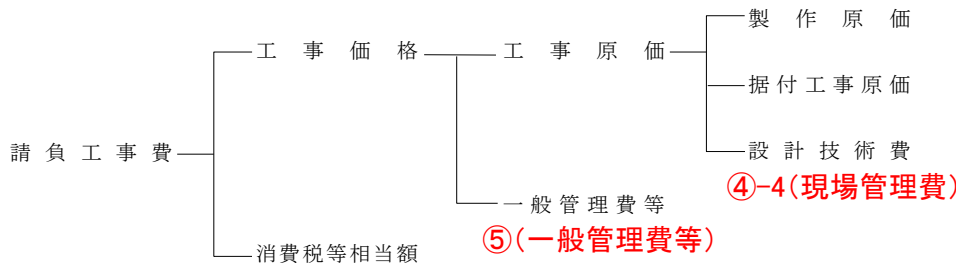
- ・直接工事費 ①－1 ①－2
＝（製作原価中の機器単体費を除く直接製作費＋据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 ②
＝（直接製作費中の機器単体費）
- ・共通仮設費 ③－1 ③－2
＝（製作原価中の間接労務費＋据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 ④－1 ④－2 ④－3
＝（製作原価中の工場管理費＋据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費
④－4
＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 ⑤
＝（工事価格中の一般管理費等）

イ 土木系電気設備工事

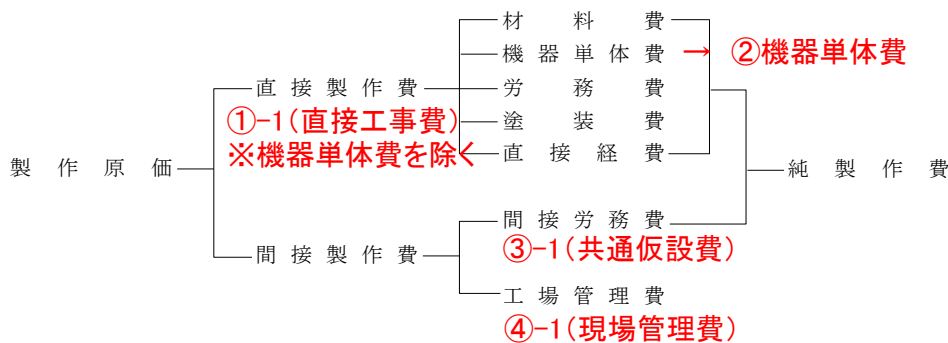
- ・直接工事費 ①
＝（工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 ②
＝（工事価格中の機器単体費）
- ・共通仮設費 ③
＝（工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 ④－1 ④－2
＝（工事原価中の現場管理費＋工事原価中の機器間接費）
- ・一般管理費等 ⑤
＝（工事費中の一般管理費等）

③ 請負工事費の構成

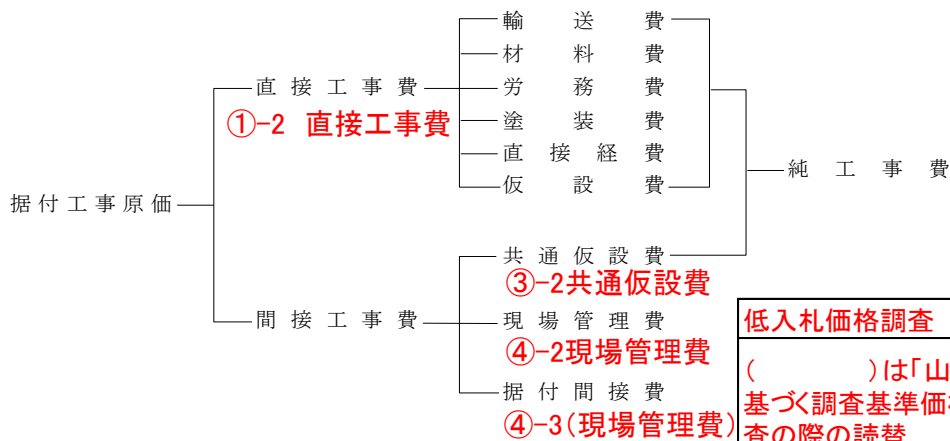
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1 製作原価



2 据付工事原価



低入札価格調査

()は「山口県低入札調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

最低制限価格制度

()は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

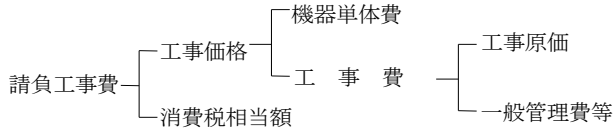
(参考) 山口県標準設計歩掛表第Ⅸ編「機械設備」
(設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事費の構成」)

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

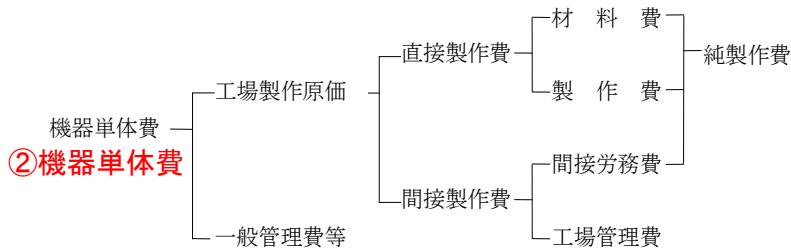
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般工事

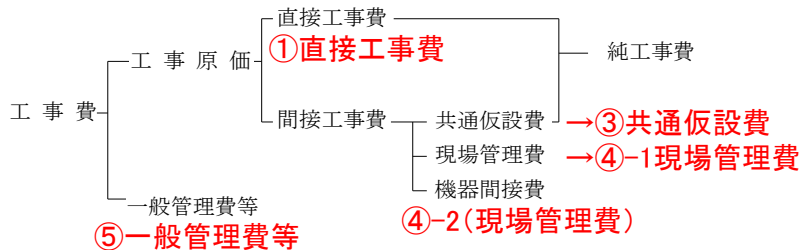


(注) 製造請負の場合は、「請負工事費」を「設備費」、「工事価格」を「据付価格」、「工事」を「据付」と読み替えるものとする。

(イ) 機器単体費の内訳



(ロ) 工事費の内訳



低入札価格調査

()は「山口県低入札調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

最低制限価格制度

()は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

(参考) 山口県標準設計歩掛表第Ⅶ編「電気」
(設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事の工事費構成」)

4 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正（業務）

（2）業務委託（測量、土木コンサル）

ア 趣旨

国が、平成29年4月に算定式を見直したことに伴い、県もこれまでと同様に国に準じて改正する。

イ 内容

調査基準価格算定式の改正（網掛け部分を改正）

業務区分	《現 行》	《改正後》	上下限值 (変更なし)
測 量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×4.5/10	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×4.8/10	予定価格の 6/10～8/10
土木コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×4.5/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価×9/10 + 一般管理費×4.8/10	予定価格の 6/10～8/10

※地質、建築コンサル、補償コンサルは変更なし

【参考】 予定価格に対する調査基準価格の割合は、現行と比べ約1ポイント上昇。

業務種別	現行①	改正後②	②－①
測 量	77.4%	78.6%	1.2ポイント
設 計	78.7%	79.7%	1.0ポイント

※予定価格 1000 万円程度の業務委託

※ 実施時期：平成30年5月1日

5 その他

- ・ 週休2日モデル工事の試行運用について
- ・ 建設リサイクルに係る利用システムの変更について

週休2日モデル工事の試行運用

試行運用の要件

1. 試行運用開始

平成30年5月1日以降入札公告又は指名通知を行う工事

2. 試行対象工事

原則、請負対象設計額3,000万円以上の土木一式工事(災害復旧工事は除く)、かつ、施工時期及び現場条件(湧水期施工、交通規制等)に制約がない工事で発注者が選定した工事

3. 「週休2日」の定義

工期内において、原則、土曜日、日曜日を現場の休工期として現場閉所し、現場での作業を一切行わない。(やむを得ない場合、平日へ振替可)

4. 実施方法

- (1)発注者は、選定工事の工期を積上げにより算定し、現場説明書に週休2日モデル工事の試行対象工事であることを明記し発注する。
- (2)受注者からの工事着手前の協議により、当初契約工期の延伸が妥当であると判断される場合は契約工期を延伸する。

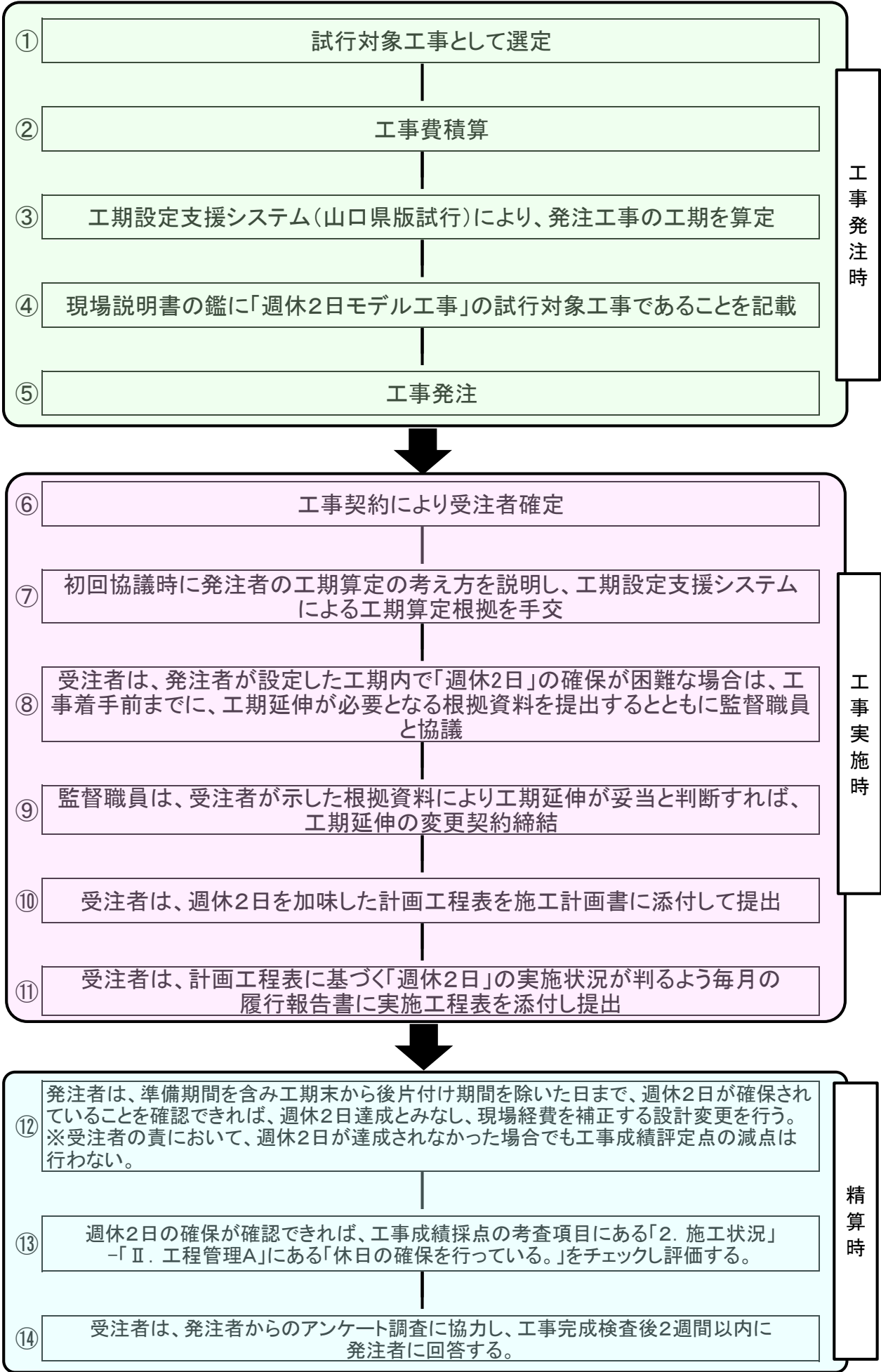
5. 確認方法

受注者からの履行報告書に添付されている工事工程表で実施状況を確認する。

6. 評価方法

- (1)週休2日の達成が確認された場合は、精算時に、設計変更にて間接工事費率の補正を行い現場経費を補正する。
(共通仮設費率補正:1.02、現場管理費率補正:1.04)
- (2)この場合、工事成績評価においては工程管理Aの「休日の確保を行っている」を評価する。
なお、達成できなかった場合であっても、減点を行わない。

「週休2日モデル工事」試行対象工事の発注から工事完成までの実施フロー



建設リサイクルに係る利用システムの変更について

- 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の作成時に利用するシステムが以下のとおり変更となります。

▼クレダス（CREDAS）

「国土交通省建設リサイクルデータ統合システム」：H30.3.31 廃止



▼コブリス（COBRIS）

「建設副産物情報交換システム」

○「入札条件及び指示事項」改正

第2 指示事項 13 建設リサイクル

(2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。また、工事完了後は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

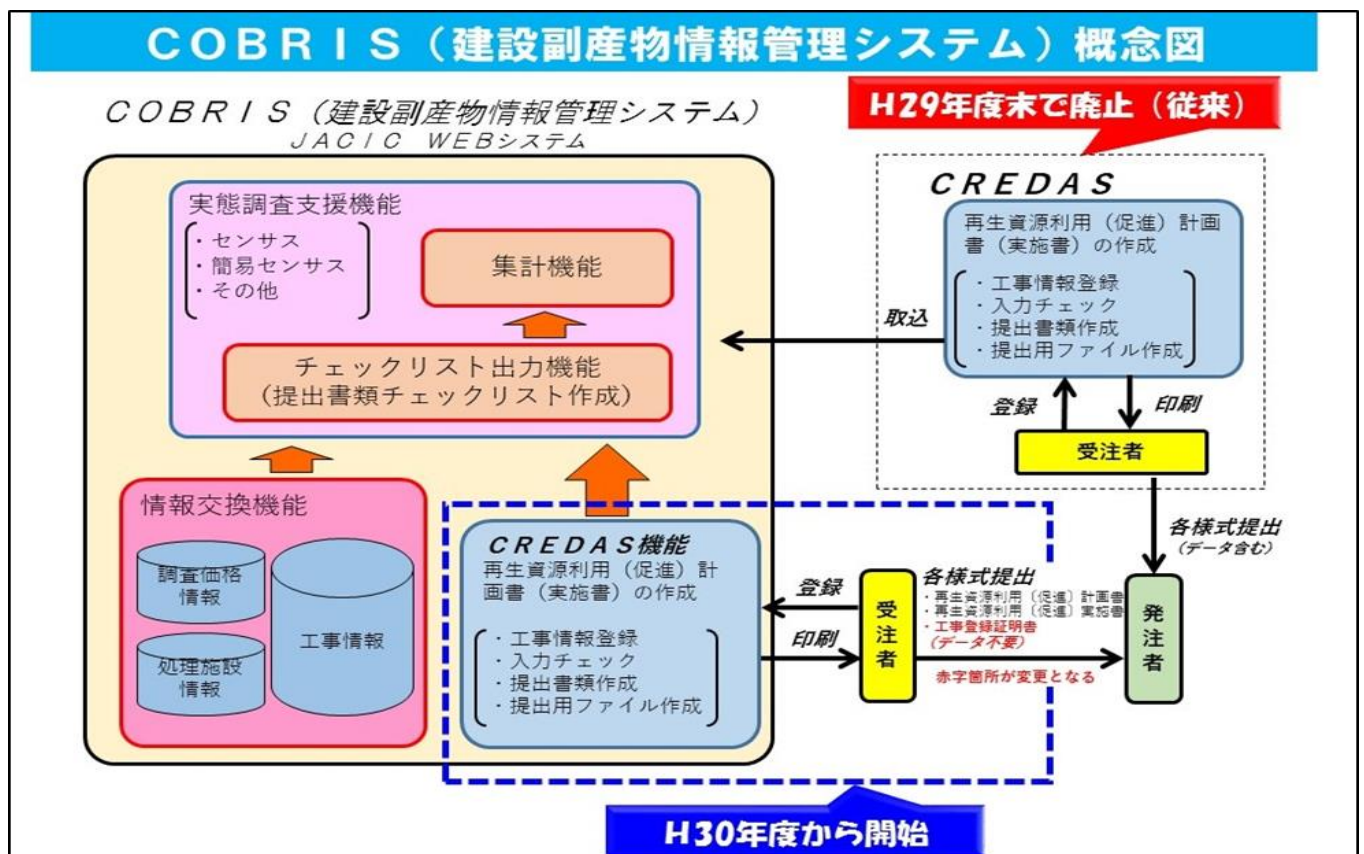
なお、COBRISにより作成できない場合は、技術管理課ホームページに掲載の「再生資源利用〔促進〕計画書・実施書」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

※網掛け部分が変更箇所

○「COBRIS」の概念図



○提出書類の変更点

書類名	新	旧
再生資源利用（促進）計画書	要	要
再生資源利用（促進）実施書	要	要
登録電子データ	不要	要
工事登録証明書	要	不要

- ・「CREDAS」では工事完了後に登録電子データを提出していたが「COBRIS」では不要となる。ただし、工事登録を確認するため、工事登録証明書の提出が必要。

○その他

- ・「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」の操作に要する費用については、H29年度から共通仮設費に率計上されている。また、JACICのHPによると、登録料、利用料については、H29年度時点で未登録の場合、H30年度は無料で利用できると明示されている。
⇒ただし、平成31年度からは年間利用料金が1事務所8,640円必要と明示されている。
- ・インターネット環境等物理的な要因で「COBRIS」が利用できない場合は、技術管理課HP（様式集）に掲載している「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」により提出すること。なおこの場合は作成したEXCELデータの提出が必要。
- ・「COBRIS」の操作方法については、「COBRIS」のHPに操作マニュアルが掲載されているので参考としてほしい。
⇒URL：www//recycle.jacic.or.jp

○「COBRIS」HP画面